

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月11日
照会部署名 新宿年金事務所厚生年金適用課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 課長 羽生 恵一
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認

小川

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010—110	本部受付番号 No.2010-1137
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

報酬の範囲について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険法第3条、厚生年金保険法第3条

(内容)

受付番号No.2010-27において、事業所が被保険者（従業員）に支給している「株奨励金」が報酬に含まれるかどうかの判断について、自社株投資会への加入は被保険者の自由意志による制度としながらも、実態的にはほとんどの被保険者が加入している場合においては、報酬に含むこととなっている。

今回の事例として、被保険者数が9,400名余りの事業所において、自社株投資会への加入は被保険者の自由意志で、拠出金は一口1,000円とし、奨励金は、拠出金の5%に相当する金額（但し、毎月の拠出金につき1,000円、賞与時の拠出金につき3,000円を上限とする。）とされ、加入率が約51～52%だった場合、報酬に含めるかどうかご教授願います。（大規模なシステムの変更が伴つてくるため、本部からの判断により、変更に取り掛かりたいとの事業所の意向あり。）

(ブロック本部回答)

「株奨励金」が報酬に含まれるかどうかの判断については、機構本部の疑義照会回答票No.2010-27に示されているとおりである。

今回の事例として、自社株投資会への加入は被保険者の自由意志だが、被保険者数が9,400名余りの事業所において、加入率が約51～52%だった場合、「ほとんどの被保険者が加入している」とは、認め難く報酬に含めないと考える。

しかし、疑義照会回答票No.2010-27には、その判断材料の「自由意志」を判断するための要素は明示されておらず、また、「ほとんどの被保険者が加入している場合」の「ほとんど」を判断する一定の目安も明示されていない。

照会担当者より当該事例について、個別案件としての回答を求められているため、機構本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成22年11月24日

回答部署名 南関東ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今 泉

(本部回答)

ご照会の「株奨励金」が報酬に含まれるかどうかの判断については、ブロック本部回答のとおり。

自社株投資会への加入が自由意志によるものか否かの判断は、その規約の内容によりすることになるが、規約の内容は様々であるため基準を一律に設けるのは不可能である。ただし一般的には加入を強制する規約を設けることはないと思われる。

また、加入状況は、加入の任意性を判断するためのものであるため、報酬とするには、その加入の任意性を否定する程度の加入率を必要とする。

回答日 平成22年12月 7日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 （役職名）小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上